

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	送付委員会名
4 年 第 3 2 号	4. 8. 19	<p>有害な物質・製品・手段の禁止や規制と安全な環境を求める陳情</p> <p>有害な物質を不特定多数の人に曝露すべきではない。健康被害・環境汚染・人権侵害・物損など、深刻な被害を引き起こしている有害な物質・製品・手段は禁止すべきである。マイクロプラスチック製品とアロマ、殺虫剤、農薬と空中散布、除草剤を例に挙げ、禁止や規制を求める。人は体内に取り込む化学物質は呼吸からが8割のため、国も地方も事業者も個人も、空気環境が有害にならないように、対処すべきである。ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議からは、環境安全基本法の制定を求め、国会に請願署名が提出されている。このような法律や条例を制定することが必要である（試案は、参考資料のイ2）参照）。茨城県議会には、有害な物質・製品・手段の禁止と環境安全の法整備のため、国（関係機関）への意見書の提出と条例の制定をお願いする。また、有害な物や手段は（危険性を知らないで）使われたり行われたりすると被害を引き起こすため、全ての人が危険性を知って止めるべきであることから、有害性の説明と安全な代替方法を各位が認識するよう、広く周知徹底することをお願いする。</p> <p style="text-align: center;">参考 本1) イ1) 2)</p> <p>1. 農薬と空中散布</p> <p>環境省がリストアップした内分泌攪乱化学物質の約60%は農薬の成分である。農薬の使用量が世界で1位2位を争う日本と韓国は、発達障害の多さでも1位2位を争っている。世界中でミツバチの異常行動と大量死が確認され、その原因と考えられるネオニコチノイド系農薬は、欧米諸国で禁止が相次いでいる。日本は逆に、さらに基準を緩めようとしている。千葉工業大学の亀田豊准教授のグループによる報告では、2017年9月に東京・岩手・福島・茨城・千葉・長野・静岡・鳥取・沖縄の9都県で集めた蜂蜜、ミツバチ、さなぎの73サンプル全てで、ネオニコチノイド系農薬が検出された（参照 本2）とイ4））。ネオニコチノイド系農薬は根から成分を吸収するため、収穫後の農産物を洗っても皮をむいても農薬の成分は落ちない。農薬は、人の脳と自律神経に悪影響を与える。環境脳神経科学情報センターの黒田洋一郎氏は「農薬は、子供の脳に悪影響を与え、ADHD等の発達障害を起こす可能性が高い」と指摘している（参照 本2） p. 29-30）。米國小児学会から発表された政策声明では「子供の農薬曝露が小児癌や行</p>	個人	営業戦略 農林水産

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
		<p>動障害との関連を示しており、子供の農薬曝露は可能な限り制限されるべきだ」としている。ネオニコチノイド系農薬は、毒性が強いため、禁止や規制をすべきである。</p> <p>農薬の空中散布は、危険を伴うため、EU 諸国では原則的に全面禁止されている。一方、日本では、空中散布が主流になりつつある。空中散布には、有人ヘリと無人ヘリがある。無人ヘリによる農薬の空中散布面積が最大であった北海道では、小中学生の喘息・アトピー発症率が全国平均の2倍（2017年学校保健調査）であった。無人ヘリによる空中散布は、一回に運べる農薬の量が限られるため、農薬の濃度を地上散布の数百倍にしている。濃度が濃くなると、揮発し、拡散しやすくなる。日本では、農地の近くに住宅や通学路があるため、子供たちは農薬の霧の中を歩いて学校へ通うことになる。最近では、ドローンによる空中散布も行われている。1キロ以上離れても肌がヒリヒリする等、症状が出る人もおり、数キロ離れた山の中へ避難もするが、頻繁に行われると逃げるのも大変で、生活が出来なくなるという二次被害も生じる。農薬のズームプレイヤーによる地上散布は、1000倍に薄めている事と飛沫サイズが大きいいため、地上へ落下しやすく飛散リスクが小さい。農薬は使わない方が良いが、やむを得ず使うなら、地上散布にすべきである。</p> <p>過去にも、松くい虫の防除のため、有人ヘリで農薬の空中散布を行い、小中学生1200人が目のかゆみや充血など健康被害を訴えた。最近でも、松枯れ防止の農薬散布で保育園の子供たちが散布された農薬をかぶって体調を壊したという情報がある。松くい虫は、元気な松を食べず、弱っている松を食べる。何故、松が弱ったのかの検証もせずに、いきなり農薬の空中散布を行うのは間違った管理法である。農薬の空中散布の効果は検証されていないとのこと。農薬の空中散布は、不特定多数の人に有害な物質を曝露するため、禁止すべきである。</p> <p>農薬で悲鳴を挙げているのは、子供やCSの人だけではない。日本では昆虫が激減し、大ユスリカの幼虫も減っており、それを餌にしている鰻も激減している。農薬は生態系を壊す。より安全な有機農法や自然農法を推進していくことが必要である。</p> <p style="text-align: center;">参考 本5) 会1) 2) イ3) 4)</p> <p>2. 除草剤 グリホサートは農薬の主成分で主に除草剤として使われている。2015年にWHO</p>		

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	送付 委員会名
		<p>の専門家機関（国際がん研究機関）がグリホサートを発癌物質に認定し、世界各国が禁止や規制に動き出した。ところが、日本は未だに販売され、庭・駐車場・公園・校庭などでも使われている。除草剤に耐性を持たせた遺伝子組み換え作物は、他の雑草は除草しても作物は耐えられるため、グリホサートの使用量を激増させた。グリホサートは、ミツバチの腸内細菌にダメージを与え抵抗力が低下し、大量死をもたらした。曝露された働き蜂は、脳神経系に障害を受けて、味覚と記憶に悪影響があった。グリホサートは有機リン化合物であり神経毒性があると黒田洋一郎氏（元東京都神経科学総合研究所研究者）は指摘する（参照 本6） p. 27-28）。妊娠中の女性がグリホサート等の発癌性のある農薬に曝露されると生まれてくる子供が白血病になる確率が上昇し、出生前及び出生後1年目までにグリホサート系農薬に曝露した子供は曝露していない子供に比べて自閉症スペクトラム障害 ASD になるリスクが高い（カリフォルニア大学）。グリホサートの使用量が増えると、非ホジキンリンパ種の癌、肝疾患、腎臓病などの患者が増える。グリホサートと癌をめぐる裁判は、アメリカで3回連続被害者が勝訴、カナダでも集団訴訟、オーストラリアでも訴訟が起きている。全米で50以上の郡がラウンドアップ（除草剤の商品名で主成分がグリホサート）が禁止になり、州によって公共施設・公立学校・大学・家庭でもグリホサートの使用を禁止している。グリホサートは、アフリカのマラウイは輸入禁止、中東6か国が輸入や使用を禁止、中米の諸島でも使用中止、メキシコも出荷停止、ベトナムとスリランカは輸入禁止、中国は残留基準を0.2ppmまで引き下げたが、日本の基準値は、大豆・小麦・ナタネで30ppmである。グリホサートは、毒性が強いため、禁止や規制をすべきである。</p> <p>化学合成の除草剤は問題があるため、いま世界中で除草剤の代替方法を開発しようとしている。ドイツで最大の鉄道会社は、お湯・電気・紫外線などで除草する事を検討している。日本全国各地では、ヤギによる除草が秘かなブームとなっている。動物のヤギは、機械の除草と比べ、燃料も刈った草の処分も不要、騒音もない、費用も手刈りと同等以下である上に、どんな雑草も食べてくれるし、急斜面も身軽に動けて、癒し効果もあると評判が良い。ヤギのレンタル制度を整えることも必要である。</p> <p style="text-align: right;">参考 本6) イ5)</p> <p>おわりに</p>		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
		<p>有害な物質・製品・手段は禁止すべきである。有害な製品は、宣伝（CM や広告等）も規制するとともに、有害性を周知し、使わないように啓発すべきである。被害は日々、茨城県も含め、全国各地で引き起こされている。一人一人が出来ることから始め、関係各位が被害を減らすために取り組む必要がある。茨城県議会には、有害な物質・製品・手段の禁止と環境安全の法整備のため、国（関係機関）への意見書の提出と条例の制定、有害性の説明と安全な代替方法を関係各位に周知徹底するよう働きかけをお願いする。問題意識のある人、症状が出る人、被害者たちは、危険性を知っていて有害なものを使わなくても、他人が有害なものを使うことによって被害を受けている。多くの人が知らずに使って不特定多数の人に害を及ぼし加害者になり、多くの被害者が続出している。被害者は健康被害だけでなく、人権侵害、環境汚染、物損など多重な被害を受けており、日々の生活にも苦勞している。苦しんでいる人も多い。次世代の人にも悪影響を及ぼす。不特定多数の人に有害な物質を曝露することが無いよう、社会全体で早急に阻止すべきであり、放置してはならない。</p> <p>参考資料</p> <p><本></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 岡田幹治「香害」（株）金曜日 2) 水野玲子「香害は公害」ジャパンマシニスト社 3) 神聡子「危険な化学物質から子供を守る暮らし方」じゃこめてい出版 4) 天笠啓祐「グリホサート」日本消費者連盟 <p><会報></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) CS 支援センター会報 第 126 号 p. 8 「ドローンによる農薬散布」 2) CS 支援センター会報 第 124 号 p. 6-7 「命を支える安全な農業とは何か」 <p><インターネット></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 HP https://kokumin-kaigi.org/ 2) 環境安全基本法（仮称）試案 「環境安全基本法」（案）最終稿 PDF.pdf (kokumin-kaigi.org) 3) 環境脳神経科学情報センター HP 危険な農薬の空中散布 		

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	送付 委員会名
		<p>https://www.environmental-neuroscience.info/pesticides/entry45.html</p> <p>4) 日本経済新聞 2017年8月28日 蜂蜜やミツバチ、広がる農薬汚染 9都県で検出</p> <p>https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG28H21_Y7A820C1CR0000/</p> <p>5) ヤギによる除草の現状と課題 論文② 2015 No.1 調査研究情報誌 ECPR http://www.ecpr.or.jp/pdf/ecpr36/11-20.pdf</p> <p>6) 日本消費者連盟 HP 新着情報 2022年6月14日 政党アンケート結果 https://nishoren.net/flash/17414 (議員の方々は、是非ご覧いただきたい。)</p> <p>その他、多数</p>		